

阪市ま第74号
平成25年 7月10日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

阪南市長 福山 敏博

2013年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、この度、貴団体よりご要望いただきました標記につきまして、別紙のとおり回答いたします。

1. 国民健康保険・救急医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代や子どもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。

【回答】

国民健康保険特別会計は、単年度の収支均衡を図るため医療費等の動向を考慮し保険料を賦課することになっています。一般会計からの繰り入れについては、市全体の財政状況を踏まえつつ、国保財政の累積赤字の解消に向け、法定外繰入を行っています。

また、低所得者・寡婦・障がい者の方の減免拡充や一部負担金減免制度におきましては、医療費の動向や国保財政の状況を踏まえての懸案事項であります。

減免制度については、毎年度7月の賦課通知のお知らせ文に記載し、さらに広報やホームページ、チラシ等を活用し周知に努めています。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

【回答】

本市は、きめ細やかな納付相談を行っており、その相談を通じて状況に応じ分納誓約や短期被保険者証の交付等の対応を行っております。

高校生世代以下（18歳未満）の被保険者におきましては、納付義務者が滞納していても、法令に基づき、有効期限が6ヵ月以上の被保険者証を交付しており、有効期限内に交付しています。

- ③ 滞納処分については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。

【回答】

滞納処分については、法令を遵守して行うとともに、納付相談を行い個々の状況に応じて、滞納処分の停止を行っています。

また、生活保護世帯については、原則として執行停止等を実施していません。

- ④ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】

国・大阪府よりの通知等については、引継担当者が業務内容を説明する際に、概略等について、説明するようにしています。

また、各種国保制度の研修を受講し、各自が根拠法令等の習得に努めております。

さらに、国保担当者ハンドブックや国民健康保険質疑応答集を常備し、担当者がいつでも、通知文等を調べられるようにしています。

- ⑤ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。

【回答】

生活困窮世帯に対しては、生活保護担当課や社会福祉協議会と連携を図り対応しています。

また、多重債務者の方には大阪弁護士会や法テラスのパンフレットを配布しています。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

【回答】

運営協議会については、開催日及び開催場所を広報に掲載し、公開しており傍聴者の方には資料を配布しています。

また、協議会終了後は議事録を作成し、資料とともに公開しています。

- ⑦ 広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保

険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。

【回答】

大阪府広域化支援方針は、国民健康保険の運営の広域化や財政の安定化を目的として、収納率の目標設定や医療費適正化の取り組みなどを、推進するための方針として、大阪府が国民健康保険法第68条の2に基づき策定したもので、各市町村は本方針に基づき取り組むこととされています。

「共同安定化事業」の算定方法については市町村の意見を聴くこととされており、会議を通じて、自治体間に著しい差が生じないように十分な調整を求めてまいります。

- ⑧ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】

福祉医療助成に対するペナルティをやめるように、国に対し、引き続き要望していきます。

なお、ペナルティ分については、老人等医療費助成事業実施繰入金として、一般会計より繰り入れを実施しています。

- ⑨ 救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

【回答】

阪南市民病院は平成23年4月から指定管理者による病院運営を行っております。救急医療については、医療提供体制の確保・維持が厳しい中ではありますが、泉州医療圏二次救急医療対策事業に参画し、小児救急医療支援及び病院群輪番制病院運営事業を実施しているところであり、今後も公立病院としての役割もふまえ救急医療に取り組んでまいります。

また、救急医療に対する補助金等の充実について、引き続き、国・府に要望してまいります。

防災対策については、今後、予定している阪南市地域防災計画の修正において、災害時の備蓄品の現状把握も含め、品目及び数量の見直しを図り、更なる防災体制の強化に取り組むとともに、災害拠点の医療体制の充実強化を図り、災害時においては、阪南市民病院の指定管理者や地域の医療機

関と連携し医療救護活動を行ってまいります。

2. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】

特定健診については、国の基準に基づき実施しております。国において効率的・効果的な実施内容等について検討がなされていることから、その動向を注視していきたいと考えております。

また、近隣自治体間では、阪南ブロック特定健診・特定保健指導担当者会議で定期的に情報交換を行うとともに、大阪府国保連合会等が主催する研修会に参加し、取り組み方法等の情報を迅速に取得し、活用できるよう鋭意、努力してまいります。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

がん検診については、胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診を実施しております。各種がん検診の自己負担について、昨年度より大幅な見直しを行い、すべて 500 円以下と改定いたしました。また、市（府）民税非課税世帯、生活保護世帯に属する方に加え、阪南市国民健康保険被保険者も自己負担金を無料としております。

また、平成 23 年度より特定健診と胃・大腸・肺がん検診を同時に受診できるセット検診を実施してまいりましたが、今年度から特定健診にセットできるがん検診の内容を胃・大腸・肺がん検診に加え、乳・子宮がん検診についても同時に受診できるセット検診を実施しております。

- ③ 人間ドック助成を行うこと。

【回答】

人間ドックの助成については、健診費用の 7 割を助成しています。ただし、上限は人間ドック 30,000 円、脳ドック 22,000 円、人間ドックと脳ドックの併用の場合、52,000 円です。

- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回答】

より多くの方に受診していただけるよう、集団健診については、年間 18 回の日程を設定し、土曜日の開催も実施しております。

また、府内の医療機関でも集団健診と同様に無料で受診していただけるよう、大阪府医師会の協力のもと個別健診を実施しております。

3. 介護保険について

- ① 一般会計からの繰り入れで介護保険料（基準額）を引き下げること。第 1, 2 段階を引き下げること（基準額の 0.3 程度以下とすること）。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。

【回答】

一般会計からの繰り入れにより介護保険料を引き下げることについて、介護サービス費に対する市の負担割合は、介護保険法に定められており、その割合を超えての一般会計からの繰り入れは考えていません。

国負担での低所得者の介護保険料軽減制度については、大阪府内市町村の動向を見据えながら要望を検討してまいります。

- ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること。

【回答】

国庫負担割合の引き上げの要望については、今後、他市の動向を踏まえ検討してまいります。

- ③ 給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。

【回答】

給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）や利用者負担に関する国への要望については、今後、他市の動向を踏まえ検討してまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業については、平成 25 年度は実施を予定しておりませんが、今後、近隣市町の動向等を踏まえながら検討してまいります。

- ④ 国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。

【回答】

低所得者の介護保険利用料軽減と軽減基準としての資産要件については、今後、他市の動向を踏まえ検討してまいります。

- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

【回答】

第5期の介護保険事業計画期間における施設・居住系サービスの整備については、特別養護老人ホーム1箇所、グループホーム1箇所が開所しています。今後も第5期計画に沿って、グループホーム1箇所の整備を進めていく予定です。

また、サービス付き高齢者向け住宅をはじめ高齢者住宅の実態把握に努め、府との連携により、悪質なものの規制について、要請していきたいと考えています。

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

各事業者には、介護保険法や政令、規則、厚生労働省通知と合わせて平成21年4月に改正された大阪府版「訪問介護サービス内容に関するQ&A」に基づいて必要なサービスを提供するよう指導しており、市町村独自のローカルルールはございません。

- ⑦ 監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。

【回答】

監査指導の権限移譲については、本年4月に泉佐野以南の3市3町において広域福祉課を泉佐野市役所内に設置し、9名の職員にて対応しております。

窓口が泉佐野市役所となり距離が近くなることで、事業者は申請や相談などの利便性が高まり、また、本市にとっても運営状況などが把握しやすく、事業所への実地指導も近距離移動となるため、指導の必要性に応じて柔軟に事業所に赴くことができるようになり、結果、事業者を育成し、よりよいケアをするための相談指導が行き届きやすくなると思われま

す。今後は、府、広域福祉課と連携しながら事業所育成に努めていきます。

- ⑧ ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。

【回答】

ケアプランチェックは、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえた、利用者の自立支援に資する適切なプランになっているかを検証することで、介護支援専門員の気づきを促し、ケアマネジメント力の向上や介護支援専門員の資質の向上を目指すことを目的としており、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしていません。

- ⑨ 障害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

【回答】

利用者負担については、今後も介護保険法や政令、規則、厚生労働省令等に基づき実施してまいります。なお、低所得者対策については、阪南市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業がありますが、今後の施策については、他市の動向を踏まえ検討してまいります。

4. 生活保護について

- ① ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

本市においては、「標準数」に基づくケースワーカーの配置を正規職員で行っております。また、平成3年の福祉事務所発足時から社会福祉主事任用資格を持っている正規職員のケースワーカーで支援を行っておりま

す。阪南市人材育成基本方針に沿って研修を実施し、福祉専門職としての知識と技術を活かし、最低生活の保障と自立助長を支援しております。

- ② 埼玉県三郷（みさと）市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。

【回答】

本市においては、「生活保護あらまし」としてルビを打ち、平易な表現で生活保護制度を説明した「しおり」にし、カウンターに配架しております。申請用紙については、添付しておりませんが、面接相談において、セカンドセーフティネット支援を含めた要件を十分に説明し、権利・義務の周知徹底、必要な助言に努めております。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

【回答】

就労については、稼働能力がある場合において支援を実施しています。生活保護受給者等就労自立促進事業を活用したハローワークとの連携や、就労支援専門員を配置した支援を実施しております。

自治体として生活保護受給者に仕事の間を確保することについては、実施しておりません。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】

本市においては、個別に移送費の給付決定に関する審査を実施し、給付決定しております。「生活保護あらまし」には明記しておりませんが、保護開始決定後の制度説明において被保護者に丁寧に説明しております。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事

態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。

【回答】

「医療証」、または「診療依頼書」の交付は行っていませんが、閉庁時や急病時に被保護者が受診出来なかった事例はありません。医療機関が被保護者であることの確認連絡が必要な場合、本市の緊急連絡網により対応しています。また、子どものキャンプや修学旅行時などは、生活保護受給証明書の交付を行います。

生活保護利用者の医療については、平成18年度から健康管理支援専門員として看護師を配置し、窓口や訪問等で被保護者の健康管理を丁寧に支援しております。

- ⑥ 枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有を認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。

【回答】

自動車の保有については、実施要領に基づき一定の要件が定められておりますので、画一的に取り扱うことなく個々の事案に沿って保有可否を決定しております。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

本市においては、配置も実施もしていません。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1) 全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2) 1293自治体(74%)が所得制限なし、3) 752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して

全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】

乳幼児の医療費助成制度については、平成 23 年 4 月 1 日から、対象者を 6 歳児の小学校就学前までに引き上げるとともに、所得制限は「無し」としています。なお、自己負担額については、受益者負担の観点と持続可能な制度とするため必要な措置であると考えており、府の補助金制度に沿って規定しています。

今後は、引き続き、国には公費助成制度の創設を、府には対象年齢の拡大と所得制限の撤廃を要望してまいりたいと考えています。

- ② いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14 回、11 万円程度）の補助とすること。

【回答】

妊婦健康診査の公費負担については、本市では平成 24 年度、健診回数 14 回と HTLV-1 抗体検査費用 2,290 円、クラミジア抗原検査費用 2,100 円に加え、平成 25 年度より超音波検査費用 5,300 円を 4 回追加し、合計 74,590 円を実施したところです。

平成 25 年 4 月の大阪府平均は 14 回 83,816 円であり、本市の公費負担額が国・府平均より低いことは認識しておりますが、今後、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するために、自治体における公費負担額の充実を図る必要性があり、近隣市町の動向を踏まえ、検討してまいります。

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準 1.3 倍以上とし所得でみる。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策をとること。

【回答】

就学援助の適用条件については、生活保護基準の 1.1 倍とし、世帯員の年齢、世帯員構成を考慮した上で、前年度所得（6 月 1 日課税分）を用いて判定しています。認定後は、就学援助費を 9 月・1 月・3 月に支給しております。

申請手続きについては、通年各学校及び教育委員会窓口にて随時申請受付を実施しており、経済的理由によって義務教育を受けることが困難

と認められる児童・生徒の保護者に対して、法に基づき就学に必要な経費の支給をしています。

- ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

家賃補助については、現在制度化していません。本市の厳しい財政状況の中、現時点では、家賃補助の制度化は困難であると考えます。

【担当部署】

阪南市役所 TEL 072-471-5678

- <健康部> 介護保険課 (要望3の①～⑨)
保険年金課 (要望1の①～⑧、2の①③④、5の①)
健康増進課 (要望2の②、5の②)
- <福祉部> こども家庭課 (要望5の④)
生活支援課 (要望4の①～⑦)
- <市長公室> 危機管理課 (要望1の⑨)
- <生涯学習部> 教育総務課 (要望5の③)
- <総務部> 病院事業課 (要望1の⑨)
市民協働まちづくり振興課